

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 9月25日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	タービン建屋1階において、配管の保温材取外し作業を行っていた協力企業作業員の左まぶたに、切断した保温材の針金が跳ねてあたった。その後、左目に違和感があったことから、業務車にて病院へ搬送した。診察の結果、「左眼角膜刺傷・角膜異物」と診断された。	A	9月25日公表済 (PDF64KB)

その他：31件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	工具センターの計測器等の校正において、デジタル温湿度計（2台）及びアナロイド型気圧計（1台）に校正外れが認められたため、対応検討	D	
2	1号機	計算機室空調機（A）の室外パッケージエアコンのコンプレッサー起動時に振動の発生が認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	2号機	2号機廃棄物処理制御室設置の液位指示計（集中環境施設廃棄物処理建屋床ドレン受けタンク）に指示不良が認められたため、当該指示計を点検・修理	D	
4	3号機	残留熱除去系熱交換器（A）入口冷却海水配管の配管フランジ面にライニング塗装の剥離が認められたため、当該部を補修塗装	D	
5	3号機	原子炉格納容器電気ケーブル貫通部修理において、切断対象ケーブルを誤って他のスペースヒータ用ケーブルを切断したことが認められたため、対応検討	B	
6	3号機	循環水ポンプ（A）駆動用電動機点検において、固定子コイル楔に緩みが認められたため、当該コイル楔を修理	D	
7	3号機	換気空調系排風機建屋の排風機（B）のVベルトに緩み（4本中2本）が認められたため、当該ベルトを点検・調整	D	
8	3号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器（A）用保持ポンプの軸受オイルシール部に油漏れが認められたため、当該オイルシール部を点検・修理	D	
9	3号機	中央制御室監視機能現場盤の端子台を確認した際、端子台番号の銘板に誤記が認められたため、対応検討	C	
10	3号機	循環水系硫酸第一鉄注入タンク水位計に汚れが認められたため、当該部を点検・清掃	D	
11	3号機	制御棒駆動水圧系駆動水流量調整弁（A）の点検において、弁体及び弁座シート面にエロージョンが認められたため、当該部品を交換	D	
12	4号機	所内用空気圧縮機（A）アンロード用圧カスイッチに動作不良（チャタリング）が認められたため、当該圧カスイッチを点検・修理	D	
13	4号機	高圧注水系タービン潤滑油供給電磁弁用フレキシブル電線管の外れが認められたため、当該部を取付	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	4号機	主発電機密封油真空ポンプ（B）用排気セパレータのドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
15	4号機	循環水系硫酸第一鉄タンク水位計に汚れが認められたため、当該水位計を点検・清掃	D	
16	4号機	タービン建屋電気品室換気空調系局所空調機のフィルタに汚れが認められたため、当該フィルタを交換	D	
17	4号機	中央制御室換気空調系空冷コンデンサ（No. 3）の温度スイッチが外気温度が高いのに「入」しないことが認められたため、当該温度スイッチを点検・修理	D	
18	5号機	逃し安全弁及び主蒸気隔離弁漏洩検出多点記録計のデジタル表示部分に薄くなっている箇所が認められたため、当該部を点検・修理	D	
19	5号機	プロセス計算機に警報「TIP盤正常オフ」が表示され確認したところ、移動式炉内計装系駆動制御装置（C・D）に電源回路の不具合と考えられる「検出器位置信号異常」警報が認められたため、当該電源回路を点検・修理	D	
20	5号機	主タービン温度・伸び・伸び差の記録計に印字不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
21	5号機	廃棄物処理系廃液濃縮器（B）の処理水サンプリング配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
22	5号機	第5給水加熱器（C）電動駆動入口弁において、手動操作ハンドルに外れが認められたため、当該ハンドルを取付	D	
23	5号機	廃棄物処理系濃縮廃液ポンプ用シール水ポンプ（A）の試運転において、ポンプグランドメカニカルシール調整時にグランド部より水漏れが認められたため、対応検討	B	
24	6号機	補助海水系硫酸第一鉄注入装置サブタンク液位スイッチのケーブル取出部カバーに破損が認められたため、当該部の点検・修理	D	
25	6号機	補助海水系硫酸第一鉄注入装置サブタンク水位計に汚れが認められたため、当該水位計を点検・清掃	D	
26	6号機	補助海水系硫酸第一鉄注入装置サブタンクベース部のモルタル表面にひび割れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
27	集中環境施設	消火系圧力空気槽に、ドレン弁又は安全弁のシートパスと思われる圧力降下が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
28	集中環境施設	雑固体焼却炉（B）一酸化炭素／酸素分析装置のガス冷却器上部にシリカと思われる析出が認められたため、当該部を点検・修理	D	
29	その他	補助ボイラ（B）火炉内耐火材点検修理において、火炉内側壁管に打こんが数箇所認められたため、当該管を点検・修理	C	
30	その他	海生物処理設備の前処理設備洗浄排水受入ピット及び汚水受槽に汚泥及び砂の堆積が認められたため、当該部を点検・清掃	D	
31	その他	海生物処理設備の前処理設備洗浄装置給水遮断弁の動作不良（全閉状態で固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで